

令和6年4月1日施行

<スケジュール>

**Q1. 助成対象となる修学旅行の設定時期は？**

- A. 「松山ユニバーサル・ツーリズム推進事業助成金」は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに出発日を設定している修学旅行が対象です。

<申請手続について>

**Q2. 手続きの実務上の流れは？**

- A. 次のとおり。

(修学旅行前)

- ① 助成対象者は、助成金交付申請書（様式第1号）とともに必要添付書類を提出
- ② 事務局から助成金交付決定通知書（様式第2号）を通知

(修学旅行後)

- ③ 助成対象者は、旅程終了後、助成事業実績報告書（様式第5号）及び請求書（任意様式）を提出
- ④ 事務局から交付確定通知書（様式第6号）により通知（助成金額の決定）
- ⑤ 助成金額を入金

**Q3. 助成金交付申請時の添付書類は？**

- A. 原則として次のものを添付してください。

- ① 計画時点の修学旅行日程表  
(様式は任意とするが、旅行の行程、人数、体験内容、輸送手段、宿泊施設名等の基本情報が記載されたものであること。)
- ② 宿泊先の利用予約が確認できる書類  
(各宿泊施設への予約確認表等のFAXの写し程度のものでよい。)

**Q4. 助成金交付申請時の「手ぶら観光サービス利用加算」の該当については？**

- A. 計画時点で、利用予定がある場合は、加算該当するものとして申請してください。  
ただし、助成金額は実際にかかった費用で、上限10,000円までとします。

**Q5. 実績報告時の添付資料は？**

- A. 原則として次のものと添付してください。

- ① 修学旅行日程（行程）表（実施人数が記載されているもの）
- ② 宿泊先の利用が確認できる書類（領収書のコピーや宿泊証明書など）
- ③ 各加算の利用が確認できる書類（領収書や半券の写し程度のものでよい）

Q 6. 助成対象者が助成金請求書（様式第 7 号）以外の様式で作成する場合に記載が必要となる支払いに必要な情報とはなにか？

A. 交付確定金額、請求額、所在地、口座名義人、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号が必要となります。

Q 7. 旅行の実施が難しくなった場合や、日程変更等が発生した場合はどうしたらよいか？

A. 速やかに、交付要領第 8 条に基づき助成金変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）の提出をお願いいたします。

なお、助成金額の増額を伴う変更（体験プログラム加算等）については、必ず変更承認申請が必要です。（変更承認申請をしていない場合は、助成金決定通知書に記載された助成金の額が上限となります。）

<助成対象について>

Q 8. 助成対象となるかどうかの判断基準は？

A. 原則、学校行事として行われる修学旅行において松山市に宿泊を伴うものが対象となります。加算額の適用条件を満たすだけ（体験や手ぶら観光サービス利用等）では助成対象となりません。

<助成金額について>

Q 9. 助成金額の上限額は？

A. 1 つの修学旅行等に対し、以下の金額を上限として、最大 40,000 円の助成金となります。

助成額	基本額	松山市内のプログラム加算※ <sup>1</sup>	手ぶら観光サービス利用加算※ <sup>2</sup>
上限 40,000 円	20,000 円	10,000 円	利用にかかった合計金額 (ただし、上限 10,000 円)

※<sup>1</sup> 松山ユニバーサル・ツーリズム分科会が実施する特別ガイド、その他代表者が認めるものを修学旅行行程内に組み込んだ場合に加算する。

※<sup>2</sup> 出発地や交通結節点、宿泊施設などから、松山市内宿泊施設等への荷物運搬サービスを利用した場合に加算する。原則、利用合計金額（実費）を補助するものであるが、上限金額は 10,000 円とする。

Q10. 体験プログラム加算に関してどのような体験メニューが対象となるのか？

A. 現在は、松山ユニバーサル・ツーリズム分科会が実施する特別ガイドなどが該当しますが、今後、加算に該当する体験メニューが増えた場合には、修学旅行専用 HP 「おいでんか四国・松山」で周知する予定です。

Q11. 手ぶら観光サービス利用加算について、利用の起点は松山市内の交通結節点に限るか？

A. 交付要領に記載のとおり、自宅や学校及び他市の宿泊施設から松山市内の宿泊施設への配送も対象です。また、松山市内の宿泊施設から自宅や学校及び他市の宿泊施設も対象となります。

【例：広島地域－松山の2泊3日行程の荷物の流れ】

	対象外		対象		対象	
自宅 or 学校	⇒	(1日目) 広島地域 宿泊施設	⇒	(2日目) 松山市内 宿泊施設	⇒	自宅 or 学校

※ただし、利用にかかった合計金額の上限は10,000円までとする。

<その他>

Q12. この修学旅行助成金の制度等の改正があった場合はどのように周知されるのか？

A. 修学旅行専用HP「おいでんか四国・松山」に、随時掲載いたします。

<https://www.oidenka-matsuyama.com/> 修学旅行専用HP

Q13. 他の修学旅行を対象とした助成金と併用は可能か？

A. 可能です。

【問い合わせ先、書類提出先】

松山ユニバーサル・ツーリズム分科会	
事務局	松山市観光・国際交流課 瀬戸内・松山観光担当
郵便番号	790-8571
住所	愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館8階
電話番号	089-948-6555
メール	<a href="mailto:kanko@city.matsuyama.ehime.jp">kanko@city.matsuyama.ehime.jp</a>

提出方法：紙媒体で、ご郵送での提出をお願いいたします。その際、交付申請書・変更（中止）承認申請書・実績報告書・助成金額の請求書（貴校（社）から分科会代表者宛のもの）は原本となります。その他の添付資料は写しでかまいません。